

< 支援金（第2次）募集のご案内 >

姫路市休業要請等協力支援金（第2次）について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため兵庫県の休業要請等に協力いただいた事業者に対し、国の給付金や兵庫県の支援金、姫路市が家賃負担者を対象に行った支援金（第1次）に加え、休業要請期間の延長等による事業活動への更なる影響を軽減するための追加支援（第2次）を実施します。

1. 給付対象について

- (1) 支援金（第2次）では、支援金（第1次）給付要件の一部緩和により給付対象が拡大されます。
- (2) 令和2年5月7日より受付を開始した支援金（第1次）の給付を受けた方は、今回の支援金（第2次）についても申請可能となります。

2. 支援金（第2次）の対象要件について ※申請可否は裏面の『8. 対象要件確認チャート』でご確認ください。

【支援金（第2次）対象要件】 ※以下（1）～（4）の全てに該当する方が対象になります

- (1) 姫路市内に主たる店舗(施設)を有する中小企業者（個人事業主含む。） ※【別表①】参照
- (2) 姫路市内にある以下いずれかの店舗(施設)を運営している ※【別表②】参照
 - ア) 兵庫県の休業要請（協力依頼を含む。）を受けていた店舗(施設)
 - イ) 休業を行っていた、又は兵庫県の時間短縮営業の要請を受けていた食事提供施設
 - ウ) 兵庫県の休業要請（協力依頼を含む。）を受けて休業していた商業施設（大規模ショッピングセンター）等に入居する店舗(施設)
- (3) 兵庫県の休業要請開始日である令和2年4月15日から同年5月31日の期間において、上記（2）の施設に対して10日間以上の休業・営業時間短縮を行っていた
- (4) 姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではない

< 支援金（第1次）からの変更点（要件緩和）について >

第1次の対象外であった以下①～③の方は、上記要件を満たせば支援金（第2次）の対象となります。

- ① 自身が所有する店舗(施設)で休業等を行った事業者
- ② 本社が姫路市外に所在する法人の事業者
- ③ 通常営業時間が5時～20時である飲食店を運営する事業者
※但し、4/15～5/31の間において10日間以上、休業された場合に限りです。

3. 支援金額

1事業者につき1回限り 200,000円 ※複数店舗の経営者も1事業者となります。

4. 申請書類 ※令和2年6月5日（金）より姫路市・姫路商工会議所・姫路市商工会のホームページで公開

- (1) 申請書（第2次） ※ホームページから入手可
- (2) 誓約書（第2次） ※ホームページから入手可
- (3) 添付書類 ① 営業実態がわかる資料（確定申告書の写し など）
② 支援金の振込口座がわかる資料（口座番号、名義人がわかる通帳の写し など）
※対象要件を確認するためにその他資料の提出をお願いする場合があります。

5. 申請書類の提出先

郵送先（提出先）：〒670-8505 姫路市下寺町 43 姫路商工会議所内
姫路市休業要請等協力支援金事務局 宛

※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送受付のみとします。

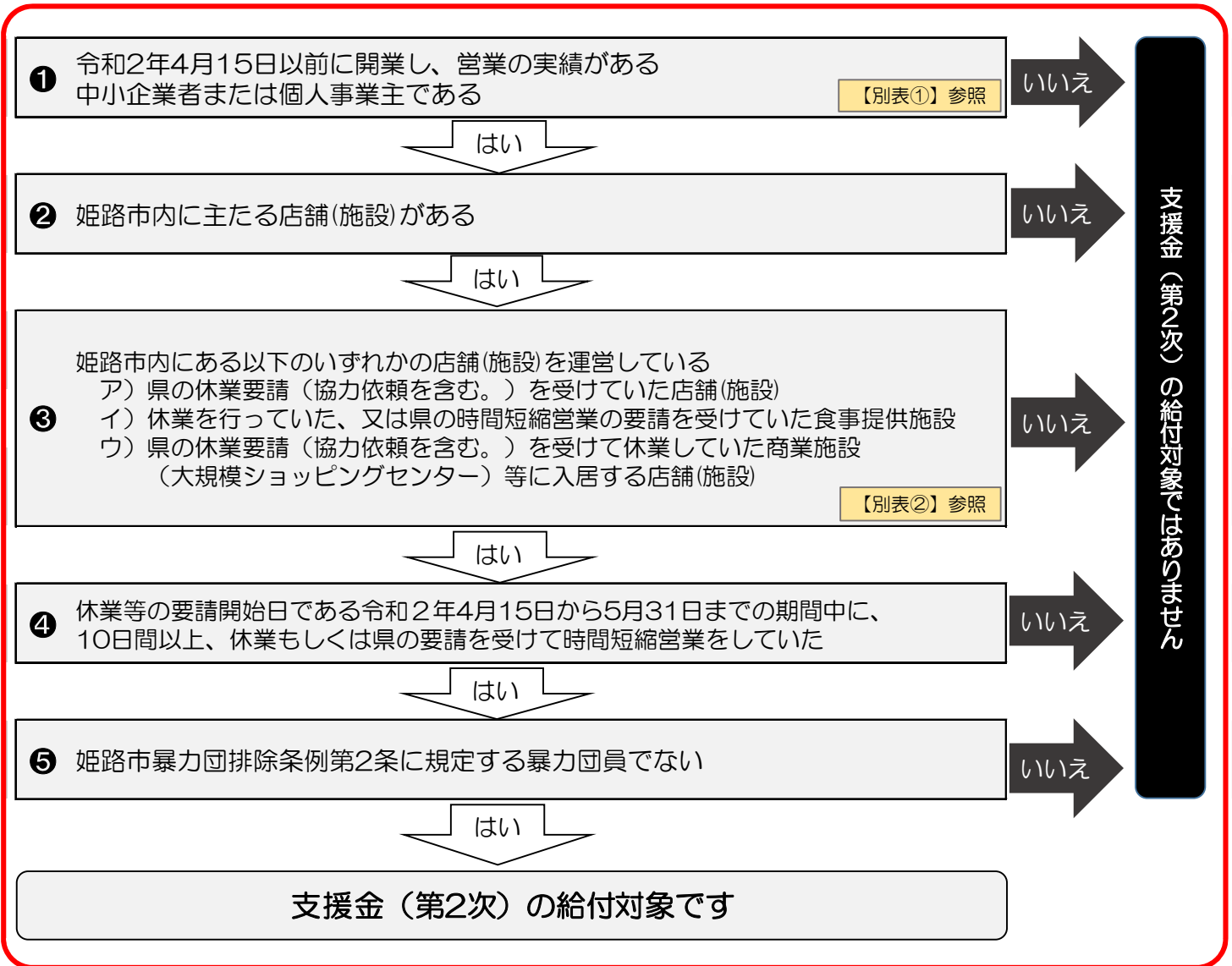
6. 受付期間

令和2年6月5日（金）～同年7月31日（金）消印有効

7. 審査結果について

採択された場合は、振込予定日を記載した受理通知文書を申請事業者宛てに郵送します。

8. 対象要件確認チャート



9. 問合せ先（いずれも午前9時～午後5時）

【協力支援金の申請手続等について】

⇒姫路市休業要請等協力支援金事務局（姫路商工会議所内）TEL：079-223-7711 ※土日祝含む

【協力支援金制度を含む新型コロナウイルス感染症にかかる産業施策全般について】

⇒雇用維持・事業継続相談窓口 TEL：079-221-2622 ※平日のみ